

五所川原市ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、五所川原市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に規定する五所川原市ファミリー・サポート・センターの利用者に対し利用料の一部を助成することにより、利用者の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 援助活動 五所川原市ファミリー・サポート・センター会則第10条に規定する内容の活動

(2) 利用料 実施要綱第9条第3項の規定により依頼会員が提供会員に対して支払う報酬

(助成対象者)

第3条 この要綱により利用料の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、実施要綱第7条に規定する依頼会員または両方会員のうち、市に住所を有している者であって、次の各号のいずれかに該当する世帯に属する者をいう。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯

(2) 市民税非課税世帯（4月から8月にあつては、前年度分の市民税非課税世帯）

(3) 児童扶養手当の支給を受けている世帯

(4) 障害児、多胎児のいる家庭など、配慮が必要な子育て世帯

(5) 宿泊利用をする母子家庭の母又は父子家庭の父（ひとり親世帯）

(助成額)

第4条 助成額は、1月の利用料（交通費、飲食物、おむつ等の実費負担及びキャンセル時の負担分を除く。）の合計額の2分の1の額（10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成の方法は償還払いとし、対象者は五所川原市ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付申請書（様式第1号）に五所川原市ファミリー・サポート・センター会則第11条第4項に定める活動報告書の写しを添えて、市長に申請しなければならない。

2 申請書は、原則として援助活動を依頼した日の属する年度の翌年度の4月10日までに提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 助成金の交付を決定したときは、五所川原市ファミリー・サポート・センター利用料助成金交付決定通知書（様式第2号）により、不交付を決定したときは五所川原市ファミリ

一・サポート・センター利用料助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第7条 市長は、虚偽その他不正の手段により、対象者が利用料の助成を受けたときは、既に支給した利用料の助成金に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。